

学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日 制定

中央学園高等専修学校

本校の教育理念である「一人ひとりの命輝く教育」の具現化をめざし、また、本校校訓にかかげる「真理を求め愛と誠の精神に活きましょう」に則り、心身ともに健全で、専門的技術を身につけ、お互いを認め合える豊かな人間関係を構築し、生き生きとした学校生活を送ることができるよう、ここに「中央学園高等専修学校いじめ防止基本方針」を定める。

I. いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起きうるものであり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであるという認識のもと、本校のすべての教職員、すべての生徒が「いじめ」を絶対に許さないという強い姿勢で防止に努める。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒など、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2. 「いじめ」防止の組織とその役割

「いじめ」への対応は、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、校長を中心として、共通理解のもとすべての教職員で組織的に行う。そのため本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員は、校長、副校長、教頭、就学指導部長（生徒指導主事）、教務主任、各学年主任、各学年の2名計6名のいじめ防止対策担当教員とし、必要に応じて学級担任、スクールカウンセラーの参加を求める。

(2) 「いじめ防止対策委員会」は中核として次の役割を担う。

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施。
- ②具体的な年間指導計画。
- ③「いじめ」の相談・通報の窓口。
- ④いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ⑤いじめの疑いに係る情報のあったときは、組織的な対応を行うため緊急の委員会を開催し、いじめ情報の敏速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携などを行う。

(3) 年間計画

「いじめ防止対策委員会」は本方針に基づき、以下のことを実施する。

- ①「総合的な学習の時間」で人権に関する学習を実施する。
- ②教職員に人権に関する研修会を実施する。
- ③いじめ・生活アンケートを実施（学期に1回）するとともに、生徒に関する情報の交換会を実施（各学期に2回）する。

(4) 取組み状況の把握と検証

各学期の終わりに「いじめ防止対策委員会」を開催し、基本方針の点検や見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。

II. 「いじめ」防止に関する具体的な取り組みについて

1. 未然防止のための取り組み

- (1) 教職員の研修を充実させ、すべての教職員がいじめに対する共通認識を持ち、適切かつ迅速に対応できる力を養う。
- (2) 未然防止のため、すべての学校教育活動を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にし、豊かな人権感覚に基づき行動ができる生徒の育成に努める。
- (3) 学校教育活動全体を通じて生徒が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、自己有用感を高める。また、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを推進していく。
- (4) 生徒一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団づくりを進める。そのために学級活動や学年行事などの充実を図る。
- (5) 自然体験などの体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものにする指導の充実を図る。
- (6) 公開授業を行い、授業改善を進め、わかりやすい授業づくりに努める。
- (7) 体罰はもとより教職員の軽率な言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

2. 早期発見のための取り組み

いじめは他人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。教職員は会議や日常のやりとりの中で生徒から出されるサインなど、情報交換を積極的に行い、情報を共有する。

- (1) 常日頃から生徒との信頼関係を大切にし、いじめのあることを教職員に訴えやすい関係の構築に努める。
- (2) 生徒の小さな変化を見逃すことのないよう前述のいじめに関するアンケート調査や個人面談などを実施し実態把握に努めると共に、相談体制（相談窓口など）を充実し周知する。
- (3) 保護者との信頼関係を構築し、連携を密にして生徒を見守っていく。
- (4) 生徒の小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有し、迅速に対応する。

Ⅲ. いじめに対する措置

1. 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場ですぐにやめさせるものとする。また、生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には誠実かつ速やかに対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を最優先に確保し、徹底して守り通すことができるよう配慮する。
2. いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄の警察署と相談し対応方針を検討する。
3. 教職員はいじめの発見・通報を受けたら、「いじめ防止対策委員会」に報告し、相談する。
4. 被害・加害の生徒の保護者へは、その心情に十分配慮した対応を行う。
5. いじめに関わったとされる生徒からの事情聴取に関しては、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う。「懲戒委員会」も併せて開催し、場合によっては、本校としての処分を決定したり特別指導を行ったりする。
6. いじめを加害・被害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図っていくため、「いじめは人間として絶対に許すことのできない行為」であるという意識を一人ひとりの生徒に徹底し、いじめをはやし立てたり、いじめを傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめが起きている事実を大人に伝えることは正しい行為であるという認

識を生徒に持たせる。

7. 重大事態への対応

以下に示すような重大事態が発生した時は、再び同様の事態が発生することを防止するため、「いじめ防止対策委員会」が母体となり、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) 生命、心身または財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合。

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品などに重大な被害を被った場合
- ④神経性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

8. インターネット上のいじめへの対応

(1) ネット上に不適切な書き込みなどがあった場合、まず学校として問題の個所を確認し、「いじめ防止対策委員会」で対応を協議し、関係生徒からの聞き取りなどの調査をする。被害にあった生徒に対してはその意向を尊重すると共に、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。

(2) 必要に応じて警察署や法務局などとも連携して対応する。

(3) 情報社会で適正な活動を行うための判断力を中心に、個人が守るべきルールやマナー、他者の権利の尊重及び自己の被害防止、健全な情報社会を構築するために必要となる心構えや安全に関する知識・技能を、関係する教科などで身に付けさせる。